

高知市 防災に関する事務 全項目評価書（案）の概要

高知市 防災政策課

1 防災に関する事務全項目評価について

高知市では、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づき、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を目的として、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者支援台帳」という。）を整備し、防災に関する事務を実施している。この事務について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）で、個人番号を保有し取り扱うこととなっているため、事前にリスクの検討を行うことにより個人のプライバシー等の権利利益を保護するもの。

2 実施根拠

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則
(平成 26 年 4 月 18 日特定個人情報保護委員会規則第 1 号)

3 保有する特定個人情報ファイルとその記録内容

被災者支援ファイル

個人番号、その他識別情報（内部番号）、氏名・性別・生年月日・住所、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報、地方税関係情報、健康・医療関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、学校・教育関係情報、災害関係情報

4 評価書記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

以上